

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和3年9月8日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和3年8月25日付けで行った法に基づく保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和2年1月30日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和3年8月25日付けで、請求人に対し、同年9月分の保護費を変更する保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、通知した。
- 3 請求人は、令和3年9月8日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- （1）請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

生活扶助や家賃扶助は、必要最低限の生活をおくるためには必須の生活費である。

そのため、生活扶助の喪失や家賃扶助の減額は、正当な生活を営む上であってはならない。

日本国憲法第 25 条を大いに逸脱した行為で有り、職務権限を乱用していると言える。

添付の資料の通り、作業所収入（B型就労支援）およびネットオークションにより収入認定がされたが、これには異議がない。

問題なのは、それらの「天引き」を行ったこと。

請求人には何ら相談がなく、2枚の通知書と次に届いた本件処分通知書にて知った。

なお、担当ケースワーカーとも話したが、合法だとも言っており「決定したことは変更できない」として、請求人の言い分は聞いてもらえず、不足する生活費は知人に借金している状態である。

これが『・・・文化的な最低限度の生活・・・』と言えるのか？

通常は、担当ケースワーカーと保護対象者が話し合い、保護対象者のタイミングで支払えるよう、猶予を持たせる必要があると思うが、いきなりの決定で非常に困っている。

これだと、収入があっても報告する気持ちが失せる。

担当ケースワーカーは未収分の資金回収を急いでいるようで、何故払えなくなったのかを調べていない。

(2) 審理員は、請求人に対し、令和 4 年 2 月 25 日付けで、後記 2 処分庁の主張 (1) の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、令和 5 年 9 月 12 日付けで、反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出があった書類には次の記載がある。

ア 令和 3 年 8 月 16 日付けの通知書には、「理由 【令和 3 年 6 月保護費】 (請求人) の 5 月分就労収入 (作業所 10,500 円・ネットオークション 14,000 円) を認定いたします。(請求人) 年金額改定に伴う収入認定額の変更を行います。」「最低生活費内訳 (A) 生活扶助
ア基準額 77,240 経過的加算 (再掲) 930 イ加算額 26,810 住宅扶助 33,700 合計 137,750」「イ加算額内訳 (再掲) 種別 障がい者加算 金額 26,810」「収入充当額 (B) 収入充当額 101,507 円 合計 101,507 円」「扶助額 (F) 生活扶助 2,543 円 住宅扶助 33,700 円 合計 36,243 円」「既支給額 44,654 円」「支給額 -8,411 円」「上記変更決定を行ったとすれば生じることとなる返納額 8,411 円については、09 月分保護費から 01 回で収入充当 (減額調整) します。」との記載がある。

イ 令和 3 年 8 月 16 日付けの通知書には、「理由 【令和 3 年 8 月保護費】 (請求人) の 7 月分就労収入 (作業所 12,500 円・ネットオークション 8,523 円) を認定いたします。(請求人) 年金額改定に伴う収入認定額の変更を行います。」「最低生活費内訳 (A) 生活扶助
ア基準額 77,240 経過的加算 (再掲) 930 イ加算額 26,810 住宅扶助 33,700 合計 137,750 イ加算額内訳 (再掲) 種別 障がい者加算 金額 26,810」「収入充当額 (B) 収入充当額 98,430 円 合計 98,430 円」「扶助額 (F) 生活扶助 5,620 円 住宅扶助 33,700 円 合計 39,320 円」「既支給額 44,654 円」「支給額 -5,334 円」「上記変更

決定を行ったとすれば生じることとなる返納額 5,334 円については、09 月分保護費から 01 回で収入充当（減額調整）します。」との記載がある。

ウ 令和 3 年 8 月 25 日付けの本件処分通知書には、「保護変更 令和 03 年 09 月 01 日」、「保護決定理由 （請求人）の 8 月分就労収入見込みを認定いたします。8 月保護費の見込み金額から生じる返納額 5,334 円を 9 月保護費に収入充当いたします。6 月保護費の見込み金額から生じる返納額 8,411 円を 9 月保護費に収入充当いたします。（請求人）年金額改定に伴う収入認定額の変更を行います。」、「最低生活費内訳（A）生活扶助 ア基準額 77,240 経過的加算（再掲） 930 イ加算額 26,810 住宅扶助 33,700 合計 137,750 イ加算額内訳（再掲） 種別 障がい者加算 金額 26,810」、「収入充当額（B）収入充当額 93,007 円 過払充当額等 13,745 円 合計 106,752 円」、「上積額（D）89 円」、「扶助額（F）住宅扶助 31,087 円 合計 31,087 円」、「支給額 31,087 円」、「今回支給額 31,087 円」との記載がある。

2 処分庁の主張

（1）審理員が令和 4 年 2 月 24 日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

（ア）令和 2 年 1 月 30 日

処分庁は請求人に対し、法による保護を開始。

（イ）令和 3 年 5 月 25 日

請求人より 5 月分収入に係る収入申告書を受理。

（ウ）令和 3 年 7 月 2 日

請求人より 6 月分収入に係る収入申告書を受理。

（エ）令和 3 年 8 月 6 日

請求人より 7 月分収入に係る収入申告書を受理。

（オ）令和 3 年 8 月 16 日

（イ）、（ウ）、（エ）についてそれぞれ 6 月、7 月、8 月分保護費に収入認定を行った場合についての保護費を算定し、（イ）及び（エ）で収入認定した場合に生じる返納額合計 13,745 円を 9 月分保護費に収入充当した。

イ 本件処分の正当性

第 4 条第 1 項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用するこ

とを要件として行われる。」と規定している。

法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

収入額の認定に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(1)-ア-(ア)において「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と定めている。

勤労に伴う必要経費に関しては、次官通知第8-3-(4)において「(1)のAからUまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。」定めており、その別表において、収入金額別区分により基礎控除額が定められている。

恩給、年金等の収入に関しては、次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)において「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10-2-(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」と示している。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第10-11）の「局長通知第10の2の(8)では、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整して差しつかえないか。」に対し、答として「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行なって追加支給すること。」と示している。

本件についてみると、令和3年5月分の請求人の収入については、次官通知に基づき収入認定を行うとともに、就労収入については扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額8,500円を同年9月の収入充当額として計上することとした。また、年金収入については同年9月分保護費において89円を支給することとした。

令和3年6月分の請求人の収入については、次官通知に基づき収入認定を行うとともに、年金収入については同年9月分保護費において89円を支給することとした。

令和3年7月分の請求人の収入については、次官通知に基づき収入認定を行うとともに、就労収入については扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額5,423円を同年9月の収入充当額として計上することとした。また、年金収入については同年9月分保護費において89円を支給することとした。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 令和3年5月25日付けの収入申告書には、働いて得た収入を記載する欄に、「勤務先等 名称 作業所（中略）前3か月の収入 5月分 働いた日数 21日 総収入 10,500円 必要経費 1,980円」との記載があり、仕送り、養育費、財産収入（生命保険等の給付金・解約返戻金等）、その他の私的収入、借入金等を記載する欄に、「有 内容 ネットオークション販売分 金額（月額又は年額） 14,000円」との記載がある。また、令和3年5月分の給料支払明細書には、「請求人殿 労働日数 21日 支給額 基本給 10500 控除額 食事代 $100 \times 21 - 30 \times 4 = 1980$ 差引支給額 8520」との記載がある。さらに、令和3年4月26日から同年5月25日の普通預金取引明細照会には、「取引日時 2021年05月05日 10:47:57 入金額（円） 14,000 残高（円） 14,805 メモ ネットオークション 売上 昔にかつての荷もつをへらすため売った 6/8 オーディオスピーカー 20,000 で売れてシステム-1760-1000」,「取引日時 2021年05月08日 15:30:02 入金額 2,484 残高（円） 11,789 ネットオークション売上・メンバーA分」との記載がある。

イ 令和3年6月1日付けの厚生年金保険年金額改定通知書には、「基本額 1,055,734円 年金額（年額） 1,055,734円」との記載があり、年金振込通知書には、「令和3年6月から令和3年12月の各期支払額 年金支払額 175,955 控除後振込額 175,955円」との記載がある。

ウ 令和3年6月1日付けの年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書には、「支給金額（月額） 5,030円」との記載がある。

エ 令和3年6月8日付けのケース記録票には、「請求人宅へ架電 5月分収入申告書に提出のあった5/5ネットオークション売上14,000円について詳細聴取するため。請求人‘ちょっと待ってね’と言いながら、内容を確認し始める。‘オーディオスピーカーを20,000円で売ったもの’との申告あり。5/8の2,484円のネットオークション売り上げに関しては、‘作業所のAからサイズが違うジーンズがあるので売ってほしいと頼まれた。Aは作業所には不定期で来ている方で、作業所のパソコンを使ってネットオークションを利用するにも、売れたかどうかを確認できなかったの、請求人が代わりにやってあげた’と請求人談。請求人へは改めて、以下説明を行う。上記オークションの売上に関しては臨時的収入とみなし、8,000円を超えた額の認定であるため、実際に入金のあった資料の提出があり次第、収入認定を行う。5月分のオークションの利用内容は別で印刷できる。追って、提出すると請求人より聞かれた。4月に請求人より中古リモコンを大量購入し、手直し後に

オークションで売却すると申し出のあった件について。‘現在、50 個は整備が終わっていて、40 個は売りに出せるのに全然売れない。もっと安く出している所もあるからねえ’と。請求人としては、送料とシステム利用料を差し引いて、1,000 円は利益が出るように売り出しているとのこと。請求人へは、リモコンの売却益は自営収入と解釈しており、経費があれば申し出るよう伝える。また、オークションによる売却益について、私物を処分したものであるのかリモコンを売ったものであるのかを、判別できるよう申告してもらいたいと伝えておく。請求人はこれまで、作業所収入が入る 25 日を〆日として収入申告を行っていたが、自営収入当月の売上額を確認するため、6/1～6/30 までの収入を 7 月頭に申告するよう指示。請求人了承。」との記載がある。

オ 処分庁が令和 3 年 7 月 2 日に受理した収入申告書には、働いて得た収入を記載する欄に、「勤務先等名称 作業所（中略）前 3 か月の収入 6 月分 働いた日数 23 日 総収入 11,500 円 必要経費 1,690 円」との記載があり、年金、恩給、児童手当、同扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金等の収入を記載する欄に、「有 年金、恩給、手当等の種類 厚生年金 受給額（月額又は年額） 87,977.5 円 年金、恩給、手当等の種類 年金生活者支援給付金 受給額（月額又は年額） 5,030 円」との記載がある。また、令和 3 年 6 月分の給料支払明細書には、「請求人殿 労働日数 23 日 支給額 基本給 11500 控除額 食事代 $70 \times 2 + 100 \times 14 + 30 \times 5 = 1690$ 差引支給額 9810」との記載がある。さらに、照会期間を令和 3 年 5 月 31 日から同年 6 月 30 日とする普通預金の取引明細照会には、「取引日 2021/6/15 お預け入れ金額（円） 175,955 残高（円） 175,983 摘要 振込 コウセイロウドウシヨウネンキンキョク（中略） メモ 厚生年金（障害）」、「取引日 2021/6/15 お預け入れ金額（円） 10,060 残高 186,043 摘要 振込 コウセイロウドウダイジンカンボウ（中略） メモ 年金生活者支援給付金」との記載がある。

カ 処分庁が令和 3 年 8 月 6 日に受理した収入申告書には、働いて得た収入を記載する欄に、「勤務先等名称 作業所（中略）前 3 か月の収入 7 月分 働いた日数 23 日 総収入 12,500 円 必要経費 690 円」との記載があり、年金、恩給、児童手当、同扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金等の収入を記載する欄に、「有 年金、恩給、手当等の種類 厚生年金（障害） 受給額（月額又は年額） 87,977.5 円 年金、恩給、手当等の種類 障害年金生活者支援給付金 受給額（月額又は年額） 5,030 円」との記載があり、仕送り、養育費、財産収入（生命保険等の給付金・解約返戻金等）、その他の私的収入、借入金等を記載する欄に、「有 内容 ネットオークション売上 7/25 1472 7/26 1107 7/25 1472 7/28 4472→8523 円+12500→21023?→△8000→523 円（その他）+12500→523?」との記載がある。次に、令和 3 年 7 月分の給料支払明細書には、「請求人殿 労働日数 23 日 支給額 基本給 11500 体操手当 1000 合計 12500 控除額 食事代 $30 \times 23 = 690$ 差引支給額 11810」との記載がある。また、令和 3 年 7 月のネットオークションの売上金管理一覧には、「2021 年 7 月の受け取り一覧（件数：4 件 金額：8,523 円）」、「取扱内容 音響機器 取扱日 2021/7/28 状態 売上金 金額 4,472 円」、「取扱内容 リモコン 取扱日 2021/7/26 状態 売上金 金額 1,107 円」、「取扱内容 リモコン 取扱日 2021/7/25 状態 売上金 金額 1,472 円」、「取扱内容

リモコン 取扱日 2021/7/25 状態 売上金 金額 1,472 円」との記載がある。

キ 令和3年8月16日付けのケース記録票には、「＜年金額基準額改定について＞ 令和3年4月より年金額の基準額改定が行われている為、令和3年6月保護費より収入認定額の変更を行う（中略）【処理】 6月保護費変更について 変更有 旧認定額（88,066）－新認定額（87,977 円）＝差額（89 円）（中略）追加支給分については9月分に上積み」との記載がある。

ク 起案日を令和3年8月16日とする同年6月分の保護決定調書には、「最低生活費 生活第1類・加算 75,160 円 第2類 28,890 円 住宅 33,700 円 計 137,750 円」、「収入充当額 生活 第1類・加算 第2類 101,507 円 計 101,507 円」、「扶助額 生活 第1類・加算 第2類 冬季加算 2,543 円 住宅 33,700 計 36,243 円」、「実支給額算定欄 09月定例払い） 当月（06月分）日割計算欄 生活扶助 30/30 -8,411 円 支給・返還金額 返還 8,411 円 方法 減額調整 09-09 月」、「決定理由 【令和3年6月保護費】（請求人）の5月分就労収入（作業所 10,500 円・ネットオークション 14,000 円）を認定いたします。（請求人）年金額改定に伴う収入認定額の変更を行います。」、「生活費生活形態 第1類 居宅 48,350 加算 種別 本体経過 金額 930 種別 身1国1 金額 26,810 就労形態 就労収入 常用 24,500 実費控除 基礎控除 16,000 その他収入 種別 障害年金等 金額 87,977 種別 支援障基2 金額 5,030 収入充当額 101,507」との記載がある。

ケ 起案日を令和3年8月16日とする同年8月分の保護決定調書には、「最低生活費 生活第1類・加算 75,160 円 第2類 28,890 円 住宅 33,700 円 計 137,750 円」、「収入充当額 生活 第1類・加算 第2類 98,430 円 計 98,430 円」、「扶助額 生活 第1類・加算 第2類 冬季加算 5,620 円 住宅 33,700 計 39,320 円」、「実支給額算定欄 09月定例払い） 当月（08月分）日割計算欄 生活扶助 31/31 -5,334 円 支給・返還金額 返還 5,334 円 方法 減額調整 09-09 月」、「決定理由 【令和3年8月保護費】（請求人）の7月分就労収入（作業所 12,500 円・ネットオークション 8,523 円）を認定いたします。（請求人）年金額改定に伴う収入認定額の変更を行います。」、「生活費生活形態 第1類 居宅 48,350 加算 種別 本体経過 金額 930 種別 身1国1 金額 26,810 就労形態 就労収入 常用 21,023 実費控除 基礎控除 15,600 その他収入 種別 障害年金等 金額 87,977 種別 支援障基2 金額 5,030 収入充当額 98,430」との記載がある。

コ 起案日を令和3年8月16日とする同年9月分の保護決定調書には、「最低生活費 生活第1類・加算 75,160 円 第2類 28,890 円 住宅 33,700 円 計 137,750 円」、「上積額 生活 第1類・加算 第2類 冬季加算 89 円 計 89 円」、「収入充当額 生活 第1類・加算 第2類 93,007 円 計 93,007 円」、「減額調整額 生活 第1類・加算 第2類 11,132 円 住宅 2,613 円 計 13,745」、「扶助額 住宅 31,087 円 計 31,087 円」、「実支給額算定欄（09月定例払い） 当月（09月分）日割計算欄 住宅扶助 31,087 円 支給・返還金額 支給 31,087 円」、「決定理由 （請求人）の8月分就労収入見込み

を認定いたします。8月保護費の見込み金額から生じる返納額 5,334 円を9月保護費に収入充当いたします。6月保護費の見込み金額から生じる返納額 8,411 円を9月保護費に収入充当いたします。(請求人) 年金額改定に伴う収入充当額の変更を行います。」「生活費
生活形態 第1類 居宅 48,350 加算 種別 本体経過 金額 930 種別 身1国1
金額 26,810 就労形態 就労収入 常用 15,000 実費控除 基礎控除 15,000 その
他収入 種別 障害年金等 金額 87,977 種別 支援障基2 金額 5,030 収入充当
額 93,007」との記載がある。

サ 令和3年8月31日付けケース記録票には、「○ケースワーカーより折り返しの電話
「9月保護費が少ない。なんでや?」との訴えあり→今回、ネットオークションでの収入
が遅れて申告があり6月認定分の8,411円と8月認定分の5,334円を9月分に収入充当さ
せていただきました。(合計13,745円)。また、障害年金が87,977円/月あるため問題な
い金額であると判断したことを伝える。・年金が入ると滞納している家賃を払うため年金は
残らない。→年金と支給額合わせて最低生活費+家賃のお金を払っている。皆さんの方
もそれでやりくりしてもらっている。ネットオークションのお金もすでに多く貰っている
金額を返してもらう形なので支給額が減っているわけではない。旨をやりわりと伝える。・
家賃の33,700円を切る金額の支給(31,087円)は非常にづらい。家賃も払えないではない
か。→「家賃は年金収入等も含めてやりくりをしてもらいたい」と伝える。・上記返答に対
して「それはおかしい。もともと保護費は、その金額内で家賃と生活費を賄うものだ」と
主張。→保護費と年金収入合わせて最低生活費であると伝えるが自分のやりくりの仕方以
外の話は入らない状況であった。・これ以上のやり取りをするとヒートアップしそうだった
のでいったん引き、今後に関しての提案をする。「今後は、返納額が発生したら返納の仕方
をどうするかを事前に相談する。特に、支給額が住宅費を切らないように配慮するよう
にしますね」と伝える。上記の話の中で、請求人の生活の様子やネットオークションで請求
人が頑張っている話や作業所収入の話など話したい内容を話したいだけ話してもらい一定
納得されて電話を切る。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定してい
るが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その
他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」
と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてさ
れなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を
基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度におい
て行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成
別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満

たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (3)「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)の別表第1の第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における請求人世帯(単身世帯)の居宅基準の基準生活費の額は77,240円である。

また、第2章の2は、障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における請求人の障害者加算額は26,810円である。

- (4)次官通知第8の3の(1)のアの(ア)は、勤労(被用)収入について、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と定めている。また、次官通知第8の3の(1)のアの(イ)は、勤労収入を得るための必要経費について、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と定めている。

- (5)次官通知第8の3の(1)のウの(ア)は、農業以外の事業(自営)収入について、「農業以外の事業(いわゆる固定的な内職を含む。)により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行うこと。」と定めている。

- (6)次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、その他の収入について、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費を控除した額とする。)が世帯合算8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

- (7)次官通知第8の3の(4)は、勤労に伴う必要経費について、「(1)のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。」と定めている。

また、基礎控除額表(月額)には、「

収入金額別区分	1人目	2人目以降
円 円	円	円
0 ～ 15,000	0～15,000	0～15000
15,001 ～ 15,199	15,001～15,199	15,000
(中略)	(中略)	(中略)
19,000 ～ 22,999	15,600	15,000
23,000 ～ 26,999	16,000	15,000
(後略)	(後略)	(後略)

」と定めている。

- (8) 局長通知第 10 の 2 の (8) は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第 80 条を適用すべき場合及び (7) のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき、扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」と定めている。

2 本件処分について

(1) 本件処分について

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨 1 の (3) のアのとおり、処分庁は、請求人の令和 3 年 6 月分の保護費について、同年 5 月分の就労収入（作業所 10,500 円・ネットオークション 14,000 円）を認定し、変更決定を行ったとすれば生じることとなる返納額 8,411 円を同年 9 月分の保護費に収入充当を行うこととする旨を同年 8 月 16 日付けで請求人に対して通知したことが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨 1 の (3) のイのとおり、処分庁は、請求人の令和 3 年 8 月分の保護費について、同年 7 月分の就労収入（作業所 12,500 円・ネットオークション 8,523 円）を認定し、変更決定を行ったとすれば生じることとなる返納額 5,334 円を同年 9 月分保護費に収入充当を行うこととする旨を同年 8 月 16 日付けで請求人に対して通知したことが認められる。

そして、前記審理関係人の主張の要旨 1 の (3) のウのとおり、処分庁は、請求人の 9 月分の保護費について、①上記の返納額を収入充当し、②請求人の同年 8 月分の就労収入を見込みで収入認定を行い、③請求人の障害厚生年金額が改定されたことに伴い収入認定額を変更する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 請求人世帯の令和 3 年 9 月の最低生活費について

まず、本件処分における請求人世帯の令和 3 年 9 月分の最低生活費の算定についてみると、前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) ウ及び 2 (2) コのとおり、処分庁は、基準生活費 77,240 円、障害者加算 26,810 円、住宅扶助費 33,700 円の合計 137,750 円を算定したことが認められ、前記 1 (3) に照らし、これらの算定に違算はない。

(3) 令和 3 年 6 月分の保護費の返納額について

次に、処分庁は、本件処分において、令和 3 年 6 月分の保護費の変更決定を行えば生ずることとなる返納額 8,411 円及び同年 8 月分の保護費の変更決定を行えば生ずることとなる返納額 5,334 円を同年 9 月分の保護費に収入充当していることから、当該収入充当額についてみる。

まず、令和 3 年 6 月分の保護費の返納額の算定についてみる。

前記 1 (4) 及び (7) のとおり、就労収入を得ている者については、基本給などの収入総額を認定し、勤労収入を得るための必要経費として、基礎控除額表によるほか、社会保険料

等の実費の額を認定することとされている。

また、前記1(6)のとおり、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、収入の額が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

そして、前記1(8)のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)エのとおり、令和3年6月8日に、処分庁は、同年5月5日に請求人の口座に入金のあった請求人が所有していたオーディオスピーカーの売却に伴うネットオークションの売り上げ14,000円について、臨時的収入とみなし、8,000円を超えた額を収入として認定することとしたことが認められ、前記1(6)に照らし、処分庁の判断に不合理な点はない。

しかしながら、前記審理関係人の主張の要旨1(3)ア及びウ並びに2(2)ク及びコのとおり、処分庁は、令和3年6月分保護費について、同年5月分の収入を就労収入(作業所10,500円・ネットオークション14,000円)として収入認定し、変更決定を行ったとすれば生じる返納額8,411円を同年9月分の保護費に収入充当したことが認められる。

前記のとおり、請求人が所有していたオーディオスピーカーの売却に伴うネットオークションの売上については、臨時的収入として認定することに不合理な点はなく、処分庁も臨時的収入であると判断していたにもかかわらず、実際には就労収入として認定しているところ、処分庁がどのような根拠に基づき、どのようにして当該判断に至ったかについて、本件事件記録から確認することができず、十分な検討が行われたものとは認められないことから、処分庁の判断及び判断の過程に瑕疵があると言わざるを得ない。

(4) 令和3年8月分の保護費の返納額について

次に、令和3年8月分の保護費の返納額の算定についてみる。

前記審理関係人の主張の要旨2(2)エのとおり、令和3年6月8日、①請求人は、処分庁に対し、4月に中古リモコンを大量購入し、手直し後にオークションで売却しており、送料とシステム利用料を差し引いて1,000円は利益が出るように売り出している旨報告したこと、②処分庁は、請求人に対し、オークションの売上に関しては臨時的収入とみなすが、リモコンの売却益は自営収入と解釈しており、経費があれば申し出るよう伝えたこと、③処分庁は、請求人に対し、オークションによる売却益について、私物を処分したものであるのかリモコンを売ったものであるかを判別できるよう申告してほしい旨伝えたことが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)カのとおり、請求人は、処分庁に対し、令和3年7月の収入について、作業所で働いて得た収入が12,500円、ネットオークションの売上が8,523円であると収入申告をしたことが認められる。

さらに、前記審理関係人の主張の要旨2(2)カのとおり、令和3年7月のネットオークションの売上金管理一覧には、7月の売上金として、音響機器の売上金4,472円とリモコンの売上金4,051円の記載があることが認められる。

そして、前記審理関係人の主張の要旨1(3)イ及びウ並びに2(2)ケ及びコのとおり、処分庁は、令和3年8月分保護費について、同年7月分の収入を就労収入(作業所12,500円・

オークション売上 8,523 円) として収入認定し、変更決定を行ったとすれば生じる 5,334 円を同年 9 月分の保護費に充当したことが認められる。

これらのことからすると、リモコン以外の売却にかかるネットオークションの売上を臨時的収入として認定することとしたことについては、前記 1 (6) に照らし、その処分庁の判断に不合理な点はないものの、リモコンの売却にかかるネットオークションの売上を自営収入として認定することについて、本件事件記録からその判断の根拠や判断の過程について確認することができない。

また、前記のとおり、リモコンの売却にかかるネットオークションの売上を自営収入として認定することとした理由は定かでないものの、リモコン以外の売却にかかるネットオークションの売上については、臨時的収入として認定することに不合理な点はなく、処分庁も臨時的収入であると判断していたにもかかわらず、実際には就労収入として認定しているところ、処分庁がどのような根拠に基づき、どのようにして当該判断に至ったかについて、少なくともリモコン以外の売却にかかるネットオークションの売上を就労収入として認定した処分庁判断の根拠や判断の過程が本件事件記録から確認することができず、十分な検討が行われたものとは認められないことから、処分庁の判断及び判断の過程に瑕疵があると言わざるを得ない。

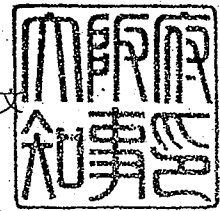
- (5) よって、処分庁が本件処分により行った令和 3 年 9 月分の保護費の収入充当額の認定には誤りがあることから、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 5 年 12 月 13 日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 1 箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記 1 の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。